省　令

○厚生労働省令第三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第三項第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の五の次に次の一条を加える。

第一条の六　平成二十九年度及び平成三十年度における第百三十五条の二の二第二項及び第三項並びに第百三十五条の七の規定の適用については、第百三十五条の二の二第二項第一号中「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額を合算した額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○公正取引委員会消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日　公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　ハム・ソーセージ類公正取引協議会（会長　末澤　壽一）の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十九年一月十七日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

ハム・ソーセージ類の製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（必要表示事項）	（必要表示事項）
第３条　事業者は、ハム・ソーセージ類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。	**第３条**　事業者は、ハム・ソーセージ類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　添加物	
(4)・(5)　（略）	(3)・(4)　（略）
	(5)　事業者の氏名又は名称及び住所
(6)・(7)　（略）	(6)・(7)　（略）
(8)　事業者の氏名又は名称及び住所	
(9)　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	
(10)　栄養成分の量及び熱量	
(11)　（略）	(8)　（略）
（特定事項の表示基準）	（特定事項の表示基準）
第４条　事業者はハム・ソーセージ類について、次の各号に掲げる表示をする場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。	**第４条**　事業者はハム・ソーセージ類について、次の各号に掲げる表示をする場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
	(4)　栄養成分又は熱量に関する表示 栄養成分又は熱量に関する表示は、施行規則で定める基準により表示するものとする。
(4)・(5)　（略）	(5)・(6)　（略）
（施行規則の制定）	（施行規則の制定）
第11条　（略）	**第11条**　（略）
２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。